

○中村学園大学(含む短期大学部)FD委員会規程

平成20年4月1日

制定

(設置)

第1条 中村学園大学及び中村学園大学短期大学部のFDを実施するため、中村学園大学(含む短期大学部)FD委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、中村学園大学及び中村学園大学短期大学部の教育研究水準の向上を図り、教育目標を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価に基づくFDを円滑に実施することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 各研究科長
- (3) 各学部長
- (4) 各学科主任
- (5) 合同教務委員長
- (6) FD推進センター長
- (7) 事務局長
- (8) 学修支援課長
- (9) 教育研究支援課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもってこれに充てる。

2 委員長を補佐するため副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) FDの基本方針及び基本計画に関すること。
- (2) その他自己点検・評価に基づくFDに関すること。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員長が必要と認めるときは、随時委員会を招集することができる。

(関係職員の意見の聴取)

第7条 委員会は、関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(運営)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議により定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、教育研究支援課が処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(廃止)

2 この規程の施行に伴い、「中村学園大学(含む短期大学部)FD推進委員会細則」、「中村学園大学自己点検・評価委員会規程」及び「中村学園大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。